

# 所掌事項の変更について

## 1 高知市児童福祉審議会条例の改正

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する審議を、児童福祉審議会において行うことができるようにするとともに、委員数の上限を変更するため、高知市児童福祉審議会条例を改正した。  
[平成27年10月3日施行]

### (1) 所掌事項の追加

教育・保育施設等の事業開始について、これまでは児童福祉審議会で「認可」に係る審議を行い、子ども・子育て支援会議で「利用定員の設定」に係る審議を行っていたが、児童福祉審議会の所掌事項に「利用定員の設定」に関する審議を追加して、審議を一本化し、運営の効率化を図る。

### (2) 委員数の上限の変更

両審議会は、子ども・子育て支援新制度の平成27年度からの施行に当たり、多数の施設等の審議を円滑に行うために、委員構成を同一として運営していたが、(1)により児童福祉審議会は、所掌事項の審議に必要な専門性を高めた委員構成とし、委員数を15名以内から8名以内に変更する。

## 2 条例改正後の両審議会の所掌事項

子ども・子育て支援会議	児童福祉審議会
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更</li> <li>■ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況</li> <li>■ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定</li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">子ども・子育て支援施策全般の審議</p>	<p style="text-align: center;">※審議の一本化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認可関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育所の設置認可</li> <li>② 小規模保育事業等の認可</li> <li>③ 幼保連携型認定こども園の設置認可</li> </ul> </li> <li>■ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定 <b>【今回追加】</b></li> <li>■ 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項</li> <li>■ その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童福祉施設の事業停止命令</li> <li>② 認可外保育施設の事業停止又は施設閉鎖命令</li> <li>③ 幼保連携型認定こども園の廃止、事業停止、施設閉鎖命令又は認可取消し</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">児童福祉分野における個別事案の審議</p>